

わが国におけるソビエト法研究の第一期

——アカデミズムにおける諸業績を中心として——

直 川 誠 蔵

はじめに

一 背 景

二 ソビエト法研究第一期の素描

- (1) 第一期の小区分
- (2) 第一期の(一) (大正七年—一〇年)
- (3) 第一期の(二) (大正一一年—一五年)

は じ め に

「日本の近代化におよぼした外国法の影響」という比較法研究所の共同研究テーマについてのソビエト法研究者としての筆者の私見はこれまで次のようなものであった。

ごく概括的に言って、ソビエト法は社会主義法であり、日本の近代法は資本主義法である。両者は理論的に本質を

わが国におけるソビエト法研究の第一期

異にするばかりでなく、歴史的にみても、第二次世界大戦前において日本の国家権力は極力社会主義的なものの影響に対して拒否的な態度を保っていたし、(その代表的なものとして、治安維持法の制定および改悪)、戦後においてもそのことは基本的に、変っていない。事情がこのようであるとすれば、前者の後者に対する影響関係——特に実定法におけるそれ——を探ることは非常に困難であって、その点、英米独仏等の資本主義的外国法の場合とは全く異っている……

おおよそこのような観点に立って、筆者は独立の報告の提出をこれまで果していなかった。しかし、たまたま一月社会主義革命五〇周年を契機によく考えてみると、世界史上最初の社会主義国の出現という歴史上の大事事件が周辺諸国に影響を及ぼさなかったととらえる方がむしろ不自然であって、やはり日ソ両国の間にも何らかの影響関係を求めうるしまた求めなければならない、共同研究テーマに対してもそのようなポジティブな立場をやはり採るべきではなからうか——段々そのように考えるようになって来た。

しかし、右に一寸のべたように実定法規範ないし法制度の面において英米独仏等の法から蒙ったと同程度の影響を想定することは理論的にも歴史的にも相当困難であるとすれば、ソビエト法の影響は、さしあたってそれ以外の分野すなわち法イデオロギー(または法意識)の面において探ってみなければならぬ。この場合種々のアプローチが可能であろうが、筆者としては、ひとまず、わが国においてソビエト法Ⅱ社会主義法がどのように紹介され研究され理解されてきたか——即ちわが国におけるソビエト法研究史——それを更に限定してそのはじまりの時期はどのようであったかを調べてみることにした。この間の事情が従来あまり明かにされていなかったからである。^(一)しかし結果としては、

資料の都合上アカデミズムにおける業績を中心としたものとどまってしまったが、ことに初期の事情を明かにしようとする場合これだけでは勿論不充分であって、官庁・国策会社における、および、大正期社会主義者達による研究の状況をつまびらかにすることは、本来本稿のテーマそのものにおける課題として残っている。

ところで筆者は、このようなわが国におけるソビエト法Ⅱ社会主義法研究(そのはじまり)が日本の「近代化」過程に對して有していた特殊な意義はどのような性格のものであったかという問題にまで今回は考察を進める余裕がなかった。その意味においても本稿は共同研究テーマについての、筆者の立場からする一つの間報告であるにすぎない。時期的な範囲としては、大正七年(ロシア一〇月社会主義革命は大正六年一月)から大正一五年までに限定した。筆者はこれを「わが国におけるソビエト法研究の第一期」と呼ぶ。「第一期」を大正一五年までに限った理由は、この期間はいわゆる大正デモクラシーの時期として一つのまとまりがあり、また山之内一郎らによる本格的な研究活動のはじまる前夜に相当するからである。

(一) 個々の研究者による自らの業績に関する回顧(たとえば末川博の『社会主義法の研究』勁草書房一九五八年への序文、同『法学と私』日本評論社一九六七年に収められた対談、上村進の「ソヴェト法学」一卷五号一九五六年四月における対談など)は一応別として、ソビエト法研究のはじまりの頃全体を視野に入れてこれに触れている文献としては、山之内教授還暦記念座談会「日本におけるソヴェト法研究の回顧と展望」(社会科学研究七卷二、三、四号また前掲『社会主義法の研究』にも再録)が殆んど唯一のものであろう。福島正夫、稻子恒夫、藤田勇の三氏を主な聞き手として行なわれたこの座談会の記録は、単に故山之内教授個人の一貫した学問的行程の詳細な回顧であるのみでなく、わが国におけるソビエト法(社会主義法)研究史に

関する最も基本的な文献となっている。最近の文献としては、横山晃一郎「日本における社会主義法研究の歴史と現状」法律時報一九六六年十一月号がある。

なお、本稿を成すに当り、前記座談会の準備のために前記福島、藤田の二先生が調査・整理された文献カードを参考にさせていただく幸運を持った。両先生にあつく感謝申しあげるとともに、この貴重な資料を充分生かし切れなかった力量の不足を痛感している。

一 背景（大正期法イデオロギーの三潮流）

(I) 前提問題として、少くとも二つの課題が考えられる。一つはわが国における第一期の研究紹介の対象となったソビエト初期立法の状況をあきらかにすることであり、他の一つは、第一期の背景をなす日本の法思想の主要な流れを確認することである。今この両者にひとしくふれることは種々の制約によって不可能であるので、第一の点について(1)はとりあえず参考文献を紹介するにとどめ、第二の前提から入って行くことにしたい。

(一) 比較的参照の容易な文献を一つだけあげるとすれば、ソ同盟司法省全同盟法律学研究所編（漢内謙訳）『ソヴェト国家と法の歴史』（上巻）、巖松堂書店、昭三一年。

(II) ソビエト法研究の出版の時代的背景であった大正期の性格を一々史実をあげて解説することから始めることはここでは省略して、ただちにこの時期のイデオロギー状況を典型的に把握することを試みる。学問研究の歴史は時代のイデオロギー状況を抜きにしては不充分にしか考察しえないと考えるからである。

大正期イデオロギーの主な潮流は大まかに以下の三種類に整理することができるであろう。その第一は権力側の思

想を代表するものであり、第二はいわゆる大正デモクラシー的潮流、第三はプロレタリアートの立場を代表するものである。これらの立場の相違はロシア一〇月社会主義革命の受けとめ方の中に明瞭に映し出されている。

一九一七年（大正六年）のロシア一〇月革命の成功は世界資本主義列強の支配権力を震撼させた。日本の権力も決して例外ではなかった。そのうけとめ方は、たとえば大正八年一月外務省発行のパンフレット『ボルシェヴィズム』の序言の一節からわかるように恐怖心と警戒心とにみちたものであった。

「三百年間牢固タル基礎ヲ築キ欧亜ノ大帝國トシテ宇内ヲ睥睨シタル露國ヲ一朝ニシテ一炬ニ付シタル露國過激派ノ如クハ恐ルヘク警シムヘシ……」

ところで最も興味深いのは、当時国家権力（ことに軍閥勢力）に対して一定の批判を加え、右翼国粹主義者達（浪人会）とも果敢な思想上の闘争を行っていた大正期民本主義者達の一〇月革命観である。

一九一七年のロシア二月革命はツァーリズムの打倒とブルジョアジーの代表としての臨時政府の樹立を伴うブルジョア革命であったので、当時の日本の「ブルジョア自由主義」のイデオログ達（大山郁夫、吉野作造ら）のこれに對して示した反応は当然のことながら好意的といえるものであった。しかし同じ年に続けて起きた一〇月社会主義革命の場合、これも当然のことながら彼らの反応はむしろ否定的であった。例えば、大山郁夫は、二月革命については「官僚制度の警察的専制主義」に對する「自由主義の勝利」とみてその成功を期待していたが、一〇月革命に對しては、プロレタリアートの独裁（大山の表現によれば「モップ・ルール」）はデモクラシーの「墮落的変体」であるという見解をとった。^(二)

吉野作造の場合、一〇月革命そのものを直接論評している論文は筆者の調べた範囲では見当たらないが、一般に過激派の立場の根本的な謬りは、プロレタリアート独裁（吉野の表現によれば「プロレタリアート執政」）の即時実現によってのみ彼等の希望が達せられるところにあるとしてプロレタリアート独裁を排撃し、このようにして大山と同じ線上に立っている。

しかし、メーデーにおいて「シベリアの即時撤兵」動議を支持し（第一回メーデー、大九年）、「労農ロシアの承認」をスローガンとしてかかげ（第三回メーデー、大十一年）、また当時くりひろげられていた「飢えたるロシアを救え」との募金運動を支持していた日本の労働者の反応は以上の二つの傾向とは全く異ったものであった。友愛会の機関誌「産業及労働」は、いち早く大正七年に一〇月革命に対する感想文を一般労働者から募集する試みを行った。仙台の一労働者は次のような感想文を送っている。

「私は今迄口癖のやうに子供等に斯ふ言つてきかせてゐた、お前等は俺のやうな貧乏職工（あきろ）の家に生れたのが取り返しのかかぬ運だと断念あきらめしてくれ、お前達は一生俺のやうな貧乏で無学な者として暮さねばならぬ……ゆめ大望を起すなよ、と。

ところが迅雷霹靂の如く露西亞に大革命が起つて瞬く間に天下は労働者の手に歸してしまつた。私は想像出来なかつたことであるから一時面喰つてしまつた、だが矢張り露西亞ではそんな天下が現はれたのだ。私は躍り上つた……謂はば露西亞の革命は吾々に生きる希望を与へてくれたのだ。^(四)」

以上を通じてみると、事ロシアのプロレタリア革命に関するかぎり、権力の思想と大正デモクラシーの思想とが客観的には共通の立場に立ち、共同でロシアの社会主義革命を非難し排斥しており、ひとり労働者の側の立場のみがこ

れを擁護し、これに希望を見出していたことがわかる。

(一) 「世界の民主化的傾向とロシア最近の革命」(中央公論大正六年四月号、大山郁夫全集、中央公論社、第五卷、昭二四年)

(二) 「露国過激派の実勢力に対する過小視とその政治思想の価値に対する過大視」(中央公論大正七年五月号、大山郁夫全集第五卷) 周知のように大山は後年にはより進歩的な思想的立場に到達するが、少くとも一〇月革命当時はプロレタリアート独裁に對してこのような見方をしていた。

(三) 「民本主義・社会主義・過激主義」(中央公論大正八年六月号、吉野作造博士民主主義論集、新紀元社、第五卷、昭二二年)

(四) 仙台、原田忠一「生きる光明を与へたり」(労働及産業大正七年一〇月号)

(Ⅲ) 一〇月革命のプリズムを通して析出される大正期イデオロギーの主要な三つの潮流は以上のようなものであった。それでは第一次大戦後の日本法学——この時代の法学は、ドイツ的解釈法学全盛の時代を抜け出して、法哲学、労働法学、法律社会学、比較法学などが咲き揃った「最も花々しかった時代」^(二)であったといわれている——にこれらの三つの傾向はどのように反映されていたであろうか。

法学における第一の立場、国家権力の立場をこの時期において最もよく代表したのは憲法学の上杉慎吉、穂積八束であった。天皇機関説をめぐる彼らと美濃部達吉との間の学説上の対立はよく知られている。^(三)

第二の立場、すなわち法律学における民本主義的潮流に属する人々にはどのような人々があったであろうか。公法の分野においては今その名をあげた憲法的美濃部達吉、刑法の牧野英一、私法の分野ではさし当り、親族法の穂積重遠、財産法・労働法の末広厳太郎らの名をあげることができるであろう。

今これらの巨人達の学問的業績の全貌とその発展を知悉しないままで言わなければならないのであるが、巨視的にみて、これらの人々の理論は、置かれていた大状況そのものの根本的な変革をめざしていたのではなかったといえるであろう。

美濃部憲法学は明治憲法そのものの廃棄、絶対主義天皇制そのものの廃止を志向していたのでは決してなく、憲法の条文はそのままにしておいて、単に天皇は国家の一機関であるとの解釈を打ち出したところにその進歩性があったのであり、牧野の自由法学といえども、一種の自然法思想に依りながら概念法学および法典万能の思想を排撃したにすぎないものであった。

末広法学にしても——その全体としての評価にはさぶる慎重さを要求されるけれども——大正一〇年の小論文「所有権思想変革の提唱」^(三)は彼の改良主義的なイデオロギ―を相当はつきりと示しているように思われる。その議論を要約すれば、社会問題発生の原因は人口の増加に比例して物資が増加せず、相対的に不足することにあるというマルサスの考え方を前提とし、*「流血もなく報復もなく私有財産制をも覆さずして幸福に生きる方法」*を探究するとすれば「普通選挙という合法的強制手段」によって金持に物資の社会化を迫る以外に途はない、ということに尽きる。（穂積にはソビエト法関係の論文があるので次章で取扱いたい。）

これらの点からして彼らの基本的問題意識は、大前提としての社会体制の基本又はそれを表現する法規範には一指もふれず、与えられた枠内で、その解釈又は合法的行為のみを通じていかにして民本主義、自由主義の理想に近づくかということであったと考えられる。

筆者は、今日の地点からふり返って彼らの限界を指摘することは非常に容易であり、それ故に、みだりにその限界を指摘するよりも、むしろ彼らが種々の配慮から「奴隷のこゝば」で話すことを余儀なくされていたのであったかも知れないことについて、また彼らのうちのある者のあのセツルメント活動における積極性についてより多く語るべきであると思う。しかし大正イデオロギーの三つの主な流れの中に彼らを客観的に位置づけるとするならば、彼らの学問の進歩性には一定の限界があった、換言すればそれは一種のプチブルジョアジーの法思想であったという評価は避けることができないと思われる。従って筆者としては、長谷川・利谷両教授がこのような民本主義的な傾向の法学の本質を規定して、「一方では、独占ブルジョアジーの帝国主義的・ファッショ的政策に対抗しながら、それと部分的に妥協しており、他方では、プロレタリアート・農民の社会主義思想と一線を画しながらそこから思想的エネルギーを吸収するという、二面性をもったプチ・ブルジョアジーの法思想」とされているのに同意せざるをえない。

この時代に、マルクス主義法学のわが国における先駆者となったのは平野義太郎であった。(六) (ちなみに、わが法学界における社会主義への関心の発生は意外にも遠く明治三〇年代にまで遡りうるが、それはまだ端緒的な意義をもつにすぎない。)平野の手によるわが国最初のマルクス主義法学文献の一つである『法律における階級闘争』の出現は大正末期(大正一四年)を待たねばならなかったが、それはそれ以前に存在した一連のブルジョア法学・法理論(オッペンハイマー、メンガー、エールリッヒ、シュタムラー、ケルゼンなどの諸理論)と対決し、これを克服することに よって形成されなければならなかったからである。

この記念すべき著作について、後に著者みずから次のように述べている。

「じゅうらいのすべての法学（法社会学をもふくめて）の欠点と誤りは、国家と法の階級性を抹消し、法が永遠の正義を理念とする超階級的性質のものだと考えてきたことである。わたしの著「書」は、はじめて、ありのままの現実に存在する法律と国家を観察し、その階級性を真正面から実証的に論証し、かつ法の発生・進化・変革が階級闘争によってひきおこされるものであることを論証した。」^(七)

民本主義的な法律学が、体制の内側にあつてこれを改良しようとするものであつたとすれば、マルクス主義法律学は体制の本質そのものをプロレタリアートの立場から問題にしたものであつたといえよう。

ソビエト法研究の出發の背景となつた大正期イデオロギーの基本的諸潮流の法律学における反映は、きわめて大づかみに見て以上のようなものであつたといえる。^(八)

- (一) 『日本の法学、回顧と展望』日本評論新社、昭二五年、八一頁以下参照。
- (二) 星島二郎編『上杉博士対美濃部博士最近憲法論』実業之日本社、大二年。
- (三) 法律新聞、一七八一号（大正一〇年一月一日発行）所載。
- (四) 参照、『穂積・末弘両先生とセツルメント』東大セツルメント法律相談部、昭三八年。
- (五) 長谷川正安・利谷信義『日本近代法史』（岩波現代法講座第一四巻、一九六六年所収）八八頁。
- (六) 明治三十六年の法学協会雑誌には東大法理学演習（穂積陳重担当）参加学生の報告が順次掲載されている。参考のために報告者と標題のみを記す。牧野英一「社会主義と法律」（二一卷一号）上杉慎吉「社会主義と法律との関係汎論」（同上）小川郷太郎「社会主義と所有権の廃止及制限」（同巻二号）小野義一「社会主義と契約自由の原則」（同巻三号）岡本利平「社会主義と商法との関係」（同巻八号）。

なお、これとはほぼ同じ頃に京大では岡村司が「民法と社会主義」を畢生の研究問題としてこれに取組みはじめていた。岡村司については、中村吉三郎『明治法制史』弘文堂、第一輯、昭三一年、第七章参照。

(七) 平野義太郎「マルキシズム法学」(日本近代法発達史、勁草書房、第八卷、昭三四年所収) 一六〇頁。

(八) 以上に提示した把握の仕方は、正確には、この時期の日本の法律学一般の状況を考えるために筆者自身が緒として設定して
みた一つの仮説にすぎないものであり、各法分野の細部にわたる検討は今後に俟たざるをえない。

二 ソビエト法研究第一期の素描

(1) 第一期の小区分

本稿の対象とする時期的範囲は、はじめに限定したように大正七年(一九一八年)から大正一五年(一九二六年)までである。この時期をわが国におけるソビエト法研究の発展の中に性格づけるとするならば、全体として山之内一郎を中心とする本格的研究活動の開始される以前の時期であって、研究の第一期^(一)黎明期とみなすことができる。しかしこの黎明期の九年間を研究・紹介の発展に即して観察すれば、その中におのずと二つの時期を区別することが可能であろう(別表参照)。

第一期の小区分は次の通りである。

(一) 大正七年—一〇年(準備期)

わが国におけるソビエト法研究の第一期

第一期におけるソビエト法研究文献数の推移
(二)

年	大正 7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
単行本 (パンフを含む)		1		2	2	3		3	2
論文	3	2	5	3	10	16	11	8	14
計	3	3	5	5	12	19	11	11	16
段階	第一期の(一)				第一期の(二)				

わが国におけるソビエト法研究の第一期

六二

(二) 大正一一年—一五年（ある意味における高揚期）

以下にこの二つの小区分に従って、それぞれの時期に誰によってどのような研究がなされたかをのべる。

(一) 前記山之内還暦記念座談会では、藤田教授によって、第一期（大正八年—一三年）、第二期（大正一四年—昭和四年）、第三期（昭和四年—一二年）……という時期区分が提示されている。ソビエト法研究のあらゆる局面を総合的に考慮した場合、このような時期区分が成立しうることとを筆者は疑わないが、本稿における筆者の時期設定の試みが右と多少異っている理由は、大正デモクラシー思想に鼓吹されたアカデミズムにおける業績（という一局面）を中心にして時期設定を行ったからにはかならない。この場合、大正末期（大正一四・一五年）における上村進、末川博の業績はそれ以前の一系列の業績から切離されないで、それらの棹尾を飾るものとして把握されている。

(二) 表中の数字はアカデミズムにおける業績が中心であることと、法律学の枠を多少こえるもの（国家論、革命思想論等）をも含めてあるので、大体の傾向を示すものにすぎない。

(2) 第一期の(一)（大正七年—一〇年）

わが国におけるソビエト法研究の第一期の(一)に相当する四年間は、対外的にはシベリア出兵によって端的に象徴されるような緊張した日ソ間の関係と、国内的には米騒動と

ストライキおよび小作騒議件数の急増によって象徴される民衆運動の急激な盛り上りとを背景にした激動の時期であった。したがって大正期イデオロギーの基本的三潮流は特にこの段階においてソビエト法研究の中にもくっきりと反映していたといえる。

一〇月革命の直後、最も早期に出された法令の一つは「土地に関する布告」であった。これによって端的に示されているように、ロシアの社会主義革命において、農民問題・土地問題は第一義的ではないにせよ、革命の現実化にとって非常に重要な意義をもつ問題であった。従って、わが国におけるソビエト法研究もこの問題からまずはじまったのは当然であったといえよう（有川治助「露国革命と農民」国家学会雑誌三三卷一号大七年一月、桑田熊蔵「露西亜に於ける土地分与問題」同誌三三卷三、四号大七年三、四月）。しかしながらこれらの研究はまだソビエト法研究であるよりもむしろロシア革命の特異性を農民問題との関連においてみるという種類のものであった。そしてそのことは労農ロシア自体において革命立法が充分整備されていない当時の状況においては、またやむをえないことであった。

まず農民問題・土地問題の入口からアプローチされたソビエト法研究は、一つの必然的過程として次に革命の根本思想、革命の指導者、革命によって成立した新しい国家およびその施策を一般にどうみるかというような巨大な、しかしこれらについてのある程度の理解なしには細部の研究に進むことができないといういみで重要なテーマに取組むことになった。その中で、占部百太郎「露国革命の根本思想」（三田学会雑誌一二卷二号大七年二月）はいわゆる「過激派」政府の政策に甚だ批判的であり、織田万「レニーンとボルシェウィズム」（法学論叢四卷六号大九年一月）及び五卷一号大一一〇年一月）もフランス語の文献数種に依拠しつつ、「ソヴィエト共和政治の実際はレニーンの独裁

政治であるということに帰着」するとか、「政府が多数人民の怨みを買ってゐるに拘らず、起つて之に反抗する者がないのは、固より恐怖政治の結果であることは疑いないが、更に他の主要なる原因として飢餓を挙げなければならぬ」といった調子で結果的にはあまり好意的とはいえない解説を行っているが、それは依拠した文献が主として亡命ロシア人によって書かれたものであったからと推定される。推定の主な根拠は、ロシア革命の実情を「せめて外国人の書いたものでも読んで其の一斑なりとも窺い知りたいと思つた」というまえばきの次にかげられた仏語文献一〇種の著者名が殆んどスラヴ系の名前であることである。また稲田周之助「露西亜研究」（法学新報三〇巻九号大九年九月）もこれらと共通の立場に立ちつつ「労働政府ハ千九百十七年十二月土地私有制ヲ廢止シ總テノ有体財産ヲ国有ト為スコトヲ宣布シ千九百十八年二月總テノ内外國債ハ無効ナルコトヲ告示シ同年四月外國貿易航海業並ニ銀行業ハ國営ト為スヘキコトヲ規定シタリト雖モ一トシテ其功ヲ成スモノ無シ乃チ労働政府ハ其久シキヲ持スルニ從フテ益々其無能無經驗ナルコトヲ暴露シ来ルノ実アリ顧フニ労働政府ノ恃ムトコロノモノハ其暴力ナリ……」と論じている。

これらの傾向に対して、「露国革命は嚴肅な歴史的の事実である。吾々は此事実を批判する前に、先ず事実を事実として知らねばならぬ」という立場で、このような法律学以前の、むしろ一般的な次元でのソビエト・ロシアの研究と資料の紹介にこのころ精力的な活動を行ったのは山川均であつた。彼の研究は主として、平民大学発行の雑誌「社会主義研究」に發表されたが、その主なものは後に単行本『労働露西亜の研究』^(二)（アルス大一一〇年九月）にとりまとめられた。山川の見方の鋭さ確かさは例えば次のような論調を一つするだけで充分証明できると思われる。

「ボルシェヴィズムに対する非難の中で、最も有力なものは、いわゆる『独裁政治』に対する非難である」、しかし「ソヴィエ

トの独裁政治とは畢竟『組織されたる民衆』の独裁政治であり、『組織されたる生産者』の独裁政治を意味するものである。したがってボルシェヴィズムの独裁政治に対する批評は一般的の意味における『独裁政治』を目標としなくて、いわゆる『プロレタリアの独裁政治』という目標を正確に狙わなければ、効果を奏し得ないものである。^(二)

ところで、このような一般的研究状況からひとときわぬきん出て、法学プロパーの観点からなされた一つの研究があった。それは穂積重遠による「露国革命と婚姻法」(国家学会雑誌三四卷九号大九年九月)およびその続篇ともいふべき「ロシア革命と親子法」(法学協会雑誌三九卷一、二号大一一〇年一、二月)である。(なお、身分登録・婚姻・家族・後見法典はソビエトにおける最も早期の法典の一つとして一九一八年一〇月に公布されていた。)

穂積はいうまでもなく親族法の大家であるが、はやくからロシアの法制に対して特殊の興味を抱いており、すでに明治末年に「露国ノ親族法及ヒ相続法」(法学協会雑誌二九卷九、一〇、一一号明四四年九、一〇、一一月)をあらわしているほどであり、他方「革命と法律」というテーマにも深い関心を有し、大正五年から六年にかけて「仏国革命と離婚法」(法学協会雑誌三四卷一一号、三五卷二、三、四号)をまとめている。このような事情を考えると、「ロシア革命と婚姻法及び親子法」というテーマは穂積にとって唐突なテーマではなかったといわなければならない。

しかし、穂積自身はロシア語を解さなかつたので第一論文、第二論文共に用いた資料は「露国ソヴィエト政府制定新親族法典及び其前文の英訳」^(五)であつた。

革命前の旧法、旧草案と比較しながら新法の特徴を説明して行つて、彼の得た結論は、「所謂過激派の革命的立法が意外に過激でない」ということであつた。その論拠の第一は、「新婚姻法の革新的中心点は、民事婚主義を採つた

こと、及び協議離婚を許したことであつて、前者は革命前の露国旧法に対し、後者は欧米全体の現行法に対して成程革命的であるかも知れないが、前者は我民法では当然の事であり、後者に対しては我民法の協議離婚の方が尚一層自由であり否寧ろ放縱である」ことであり、論拠の第二としては、ソビエトの立法者がその理由書の中で「婚姻法の範圍内に於ては男女間の完全なる平等を確立した」と自讃し、また「新法は子を生むことを以て婚姻の目的とはせぬ」と明言しているところから判断して、そのころ報道されていた「婦人国有的噂の如きも或は好事者流の虚構であるまいかとまで考えられ」たことをあげている。

「ポリシエヴィキー」に「過激派」という訳語を当てること自体最も初歩的な誤訳であるという今日の観点からすれば、この理論そのものは当然のことを言っているにすぎないのであるが、当時においては、ポリシエヴィズムは過激主義としてとらえられ、過激主義とは「婦人の国有的」であり、「無主義の乱暴狼籍」であつたのであり、このような一般に流布された偏見を打破するのに穂積の論文は大いに力があつたことは間違いないであらう。

なお、この時期において、一八年の第一次憲法の概略的紹介が試みられ（有川治助「露国ソビエト政府の憲法」(一)、(二)外交時報三五六、三五七号、大八年、九月一日、一五日）、また特に同憲法におけるソビエト制度の要がアメリカの資料を通じてはじめて紹介されている（内藤吉之助「ロシア労働共和国の委員会制度」国家学会雑誌三四卷九号大九年九月）が、一八年憲法のたち入った研究は次に来る時期（第一期の(二)）を待たねばならない。

また、このころ、ILOで出した *Labour Conditions in Soviet Russia* が邦訳されて、協調会から出版されている（社会政策資料第二四号「ソヴィエツト露西亞の労働状態」協調会大一一〇年一二月）。

この第一期の(一)においては穂積による親族法研究を除いては、特殊に法学的な観点からするある程度の水準に達したソビエト法研究はまだ殆ど生れてきていなかったといえることができる。

- (一) 『労働露西亜の研究』はしがき、より(山川均全集、勁草書房、第三巻、一九六七年、四三四頁による)。
- (二) 山川は本書のほか、わが国で最初のまとまったレーニンおよびトロツキーの伝記(『レーニンとトロツキー』改造社大一年六月)をあらわし、またレーニンの論文「ソビエト権力の当面の任務」(一九一八年四月)を英訳を参照しつつ主として仏語から翻訳して『労働革命の建設的方面』(三徳社大一年九月)と題して出版した。これは山川全集第三巻における解説によれば日本で最初に出版されたレーニンの著書であるとされている。
- (三) 山川全集第二巻三九二頁。
- (四) 「露国ハ欧州ノ他ノ諸国ト稍ヤ其文明ノ程度種類ヲ異ニスル一ノ別天地ト云ヒテ可ナリ。随ツテ其法律制度ノ研究ハ比較法學上尠ナカラサル興味アルヘシ。又露国ハ我國ノ隣国ト云ヒテ可ナリ。随ツテ吾人ハ国際私法關係上殊ニ其民事制度ヲ知ルノ必要アルヘシ……」(本文前掲「露国ノ親族法及ヒ相続法」)
- (五) Soviet Law of Marriage and the Family ("The Contemporary Review" 一九二〇年三、四月所載)
なお、革命前の旧法については主として次の二書を参考にしてゐる。
 1. Klibanski, Handbuch des Gesamten Russischen Zivilrecht, 1911.
 2. W. von Seeler, Der Entwurf des Russischen Zivilgesetzbuches, 1911.
- (六) Ross and Perlman, Soviet Government in Russia, in the American Political Science Review. Vol. XIV, No. 2.

(3) 第一期の二(大正一一年—一五年)

第一期の二に当る大正一一年から一五年にかけての五年間は日ソ関係が好転へ向った、比較的安定した時期であり、この時期のソビエト法研究が黎明期なりに、質的にも量的にも一段と高揚するための背景となっていた。

大正一一年六月政府はシベリア派遣軍の撤退を声明し、翌一二年二月に東京市長後藤新平の招きによりヨッフェが来日して日ソ予備交渉が行われ、一三年四月には北京において吉沢・カラハンによって日ソ本交渉、そして一四年一月に同交渉が妥結し、日ソ基本条約が締結され、ついに日ソ間に正式の国交関係が樹立されたのであった。この時日本はソ連側から漁業権、北樺太の石油・石炭開発権などの利権を獲得した。

従って、この段階は外務省などの官庁、満鉄などの国策・利権会社による実用的次元におけるソビエト法研究が開始された時期でもあった。例えば、外務省は大正一一年一月に一八年憲法をはじめ「ロシア諸民族の権利宣言」など全一七篇のソビエト法令を直接ロシア語から翻訳した資料を出している(外務省臨時調査部編『サヴェート露西亜国建設に関する法令』大正一一年一月条約改正調査報告号外・対露通商問題参考資料)。また満鉄による組織的なソビエト文献の翻訳紹介が刊行されはじめるのは大正一四年九月のことである(南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『労農露国研究叢書』第一編——露国の統治組織及機関、露国の各聯盟共和国概要——大正一四年九月)。

これらの実用的次元の研究に比して、アカデミズムにおける研究は、原典の直接的利用が言語上の障害によって一般に甚しく妨げられていたとはいえ、この段階から、世界観の基本的相異は別として徐々に問題意識の面における深

まりがあつたことは事実である。たとえば、京大の森口繁治は、現在の露国の政治制度の運用は「ソヴィエツト政府建設以来是れと常に離るべからざる一体をなして働いて居る所の、露国共産党の組織及び作用を理解しなければ、到底其真相を解し難い」(森口「露国共産党の組織に就いて」法学論叢一二卷五号大一一三年一月)と述べてロシア共産党の歴史と組織をあきらかにしようとつとめているし、他方、前節にもその名をあげた中央大学におけるソビエト法研究者稲田周之助は独自の観点から「階級争闘^{クラッペン}ノ解説」を行つて、マルクスの階級闘争理論は「天下の至愚論ニシテ謬妄ヲ極ムル独断ナルコトハ経済ニ志アル者ノ俱ニ知ルトコロ」(稲田周之助「階級争闘ノ解説」法学新報三五卷一一号大一一四年一月)ときめつけている。^(一)これらは方向こそ正反對に異るとはいえ、少くともソビエトの法及び国家を根本から理解しようとする志向においてはかえって一致していたといふことができるであらう。今のべたことは研究の質的面の向上と直接関連することであつたが、前掲別表を見れば明かな通りこの第二段階においては業績の量も一段と増大している。それはこの時期においてわが国におけるソビエト法研究が次第に軌道に乗つてきたことのほかに、ようやく「建設期」に入ることのできたソビエト側において、いわゆるネップ期の法典編纂が行われて(一九二二—三年)ソビエト法自体がようやくかたちをととのえて来たという事情も影響していると考えられる。

この第二段階の業績は、今のべたように、量的に多くまた質的にも一段と高まつたと思われるので、これを主要部門(憲法関係、刑事法関係、民事法関係、労働・土地立法関係)別に分つて考察する方が便宜であらう。

(一) 稲田には、このほか注目すべきものとして「露西亞ノ法制」(法学新報三三卷一〇号、大一一二年一月)があるが、その結論において次のように述べられている。「彼等ノ主義理想ニ従ヘハ法律ヲ制定スルトイフコトカ既ニ矛盾ナリ国家組織ヲ支持

スルトイフコトハ彼等ニ取リテハ自家撞着ナリ其ノ規定ノ可否ノ如キハ蓋シ深ク論スルニ足ラス」

(i) 憲法関係

周知の通り、初期ソビエト憲法の主要なものとしては、一八年憲法、二四年ソ連憲法、二五年ロシア共和国憲法の三種があり、その各々について研究・紹介の業績がある。ここではスペースの関係上ソビエト憲法のプロトタイプという意味で最も注目すべき一八年憲法を扱ったもののみをとり上げる。なお一八年憲法についての業績は他のもの無比して最も豊富である。

一八年憲法に関する最も初期の紹介は前節でふれたように大正八年（一九一九年）の外交時報の有川論文、および同九年の内藤吉之助「ロシア労働共和国の委員会制度」などであったが、内藤論文から約二年の間を置いてこの段階で次に現れたのは単なる紹介ではなく、京都大学で憲法を担当していた市村光恵の一定の主體的立場からする「露国憲法批判」（法学論叢七卷五、六号八卷二号大二年五、六、八月）であった。

市村の研究態度は「能ふべくんば露国に入りレーニンと会見して彼れの意見を聴かんと欲し」た程であって甚だ積極的・能動的であつたらしい。

憲法の条文は英文資料によつており、その他の参考資料は独文ないし英文のもの三種である。⁽¹⁾

彼の「批判」はまずソ連における「私有財産の否定」（実は生産手段の国有化）に向けられていた。しかし、「蓋し人性は自利なり例外なきに非ざるも人類の経済的行爲は常に此自利心に司配^{（マシ）}せらる。所有権の保護を受くるは此自利心を満足する所以にして吾人が共同に国家の権力を認むるは亦これが為なり。是を以て近世の成文法中人権の保障中

には殆ど例外なく所有権の不可侵を保障す……」といった論調は、彼が一八世紀的なブルジョア革命の尺度によってプロレタリア革命をはかり、ブルジョア革命以後の歴史の展開（資本主義の矛盾の発展）について無理解であったことを示しているように思われる。

また、フランスの「人權及び公民権の宣言」（市村の用語）とロシアの「労働者及び被搾取者の権利の宣言」（同上）とを比較しつつ、前者は人の自由と平等とを確保することを目的とするが、後者は「労働者及び被搾取者」の権利の保障を目的として居て、「労働者以外は凡て奴隷の状態に置かれたものである」ととらえている点はプロレタリアーに独裁に関する彼の理解が甚だ一面的であることを示す。

彼は「露国憲法の特質は一言にして云へば社会主義を法文に書き下ろしたるものと謂ふことを得べし」と最も基本的な点は一応押えてはいたものの、「紐育に於て亡命露人の家に一箇月滞在して」ソビエトの事情を聴いたことが影響したせい^(二)か、その「批判」が社会主義に反対もしくは無理解な者の立場からの批判であったことは惜しむべき点であった。

翌大正一二年末に現れた山田準次郎の論説「露国憲法に就て」（国家学会雑誌三七卷一二号大正一二・二年一月）は、理論的に主としてブハーリンに依拠し、またカール・ディールを参考にし、マルクス（「ゴータ綱領批判」）、エンゲルス（「一八四七年共産主義者同盟規約」）、レーニン（「国家と革命」）等からの引用をしながら、社会主義そのものなるべく原典から理解しようとする態度であった。^(三)この点前掲市村論文とは行き方を異にしていたといわなければならない。

第一章は「露国憲法の基本精神」と題されて、そこには「過激派の国家観念の概要」、「過渡期憲法」、「無産者の過激派的概念」が説明されている。この章は主としてブハーリン（という当時の一流のマルクス主義理論家）に依拠しているだけに「無産者専制」の把握はそれなりに正確であるし、次のような一八年憲法の性格規定も要領をえている。「現行の露国憲法は恰も此の過渡期の憲法である。従って其の根本精神は無産者の専制であると共に過渡的一時的の性質を有している」。

第三章「人民の権利義務」においては「露国憲法は先きに論述せる通りに『無産者の専制』といふ観念を以て基本観念として居る。従って其の認むる人民の権利義務は無産者の権利義務に限られて居る。此の精神は憲法第一編の表題が『労働者被搾取国民の権利の宣言』……となつて居るのに依つても之を窺ふことができる」と前置きがしてあって、今日の水準から見てもそう的はずれでない説明が行われている。たとえば、集会の自由について、「この規定は政治上の集会の自由を保証するのみならずむしろこれを奨励するまでに至っている」とのべている。義務の側面について「無産者専制」の観点からするやや詳細な説明がなされている。

第四章「憲法上の機関」では、ソビエト露国の憲法の規定する機関は従来の国家機関の変改されたものではなく、その粉碎された跡に補充された全く新たな機関、即ち「ソビエット及其の執行機関」であつて「所謂議院政治に反対の制度」であることを説明している。そしてその区別の要点として彼のあげるところは、第一に委員の選挙権被選挙権は労働者無産者のみがつこと、第二に委員は何時でも選挙人によつて解任されること、第三にソビエットは立法司法行政の全権を握っていることである。

以上やや詳細に山田論文の内容を紹介したのであるが、それは、筆者の調査の範囲内でこの論文は、直接第一次的資料（露語資料）によらないながらも、ソビエト社会主義憲法の特質をはじめてほぼ誤りなくとらえていると考えたからにほかならない。もっとも、あきらかに不十分な点はある。たとえば、ポリシェヴィキを「過激派」として把握していること、また、ソビエトが立法司法行政の全権を握っているとするならば何故そうであるのかという所までは必ずしも追求されていないことなど。

次に是非コメントして置くべきであるのは、同じ国家学会雑誌に載せられた宇賀田論文（宇賀田順三「過渡期を豫考せるソヴィエット・ロシア憲法の一考察」国家学会雑誌三八卷一、二、三号大一年一、二、三月）である。^(四)本文の特徴は、従来のものに比べて、百頁をはるかにこえる大作であることのほかに、著者が非常に慎重な研究の態度を持っていることにある。たとえば一八年憲法のテキストについても、露文によることが不可能である以上、数種の文献における英独訳、日本語訳を比較対照することによって正確を期するという態度であった。^(五)

またその博引傍証ぶりも相当なものであって、イエリネツク、トライチケ、エム・エー・マイヤー、シュタムラー、カール・デール、ゾンバルト、カール・シュミット、マルクス、レーニン、ブハーリン等々枚挙に暇がないほどである。

以上のような点は宇賀田論文のすぐれた点であって、この時代の条件の中におけるアカデミズムの一つの極致を示すものとさえ思われる。しかしながら反面、この論文の真に主張したい点は何であるのか、その立場の是非は別として先ほどあげた市村論文におけるような「主体性」がここではやや鮮明さを欠いているように見えるのはこのような

スタイルの論文として避け得ない結果であったかも知れない。(そのような学問的傾向は論者自身が引用している民主主義者の一人である福田徳三のそれと共通点が多いという印象を受ける。)

上村進の『労農露国革命憲法論』(三宝閣大一年五月)は珍しく単行本であるが、これは著者の自序によれば、大正一二年中に日本弁護士協会雑誌(正しくは、日本弁護士協会録事)に「労農露国憲法注釈」と題して連載したものを少し補修して一冊にまとめたものであるという。

本書の特色は次の三点に集約しうる。第一に、一八年憲法全九〇条の逐条コンメンタールであること、第二に、歴史的なまた比較法的な手法が見出されること、第三に、以上の二つの特色にもかかわらず甚だ啓蒙的な大衆性に富むことである。

第二点(歴史的、比較法的手法)については、たとえば「露西亜の帝政が倒れて、レーニンの労農政府が樹立される迄」の事情を一八二〇年代のロシア革命運動(デカブリストの乱)から説き起こしたり、また一八年憲法第四章(労農兵ソビエト)について「巴里コムミュン、は世界における無産階級独裁政治の始祖としても、仮令日時は短いにせよ完全に政権を握って、天下に号令したのであった。『サヴエート憲法』の本章及次章の規定を説明する順序としては、巴里コムミュンを説明するの要があると思ふ」として実に一六頁にわたってパリコミューンの歴史を説いている点などによっても著者の歴史的説明を重んずる態度がよくわかるであろう。また比較法的な関心を明瞭に示すものとしては、巻末に「以上労農露国革命^(ソビエト)当^(ソビエト)事の憲法を論じ終ったのであるが大戦後には沢山の新興国が出来た上に又国体の変った国もあり従って憲法の内容も大分変更されて来たのである、新しい憲法の研究として憲法上の根本原則が如

何に変転されつつあるかを研究するの必要もあると思ひ、思ひ付いた項目丈を左に掲げて各国憲法に表示されつつある政治及社会思潮を伺つて見たいと思ふ」として（丁度現在岩波基本六法などで行われているように）、「所有權」、「言論出版集会結社の自由」、「階級」、「教育」、「労働」などの七項目に関する規定を日、独、仏、米をはじめとして、イタリー、スイス、ベルギー、チェコ、トルコ、ユーゴ、デンマークなどの諸国の憲法の中に探っていることをあげることができる。

また第三点（啓蒙的大衆性）については、序文の中で「元より此憲法を宣伝する積りは少しもない」と取締官憲に対して煙幕を張って置きながらも、例えば、第三章の(4)号（土地国有化）についての箇所では次のように言っている。この規定は「土地の国有を断行したのである。……（それは）結局土地の收穫に對して實際の力を致したる労働者（日本ならば小作人）に其労働の範圍に於て（土地を）交付し、農業に従事せしめるので、土地の耕作に對し、米穀の收穫に對して、手も下さず、汗も出さずに、只法律上の所有權の陰に隠れて、所謂地主様として年々小作人の収益中より其半額を奪取せる地主を廢止したのである。」（傍点―引用者） このように、わが国の実状と比較して暗に読者の自覺をよび起そうとする箇所は実は各所に存在するのであるが、このことは著者の啓蒙的意図と実践的態度をはつきり示していると思われる。

なお以上の諸点のほかにあと一点だけつけ加えるとすれば、それは著者が直接ロシア語の資料を参考にしたらしいということである。本書のみを読んだ限りでは、一々文献をあげることをしていないので、この点はあまりはつきりわからない（しかし五頁には「露語の『サヴェート』は COBETb にしてソビエトと呼ぶよりはサヴェートといふ

方が正確であつて……」という記述がある）が、後年の思ひ出にそのことが語られている。

要するに本書は自由法曹団弁護士という著者の立場からするすぐれて啓蒙的な著作であつた点で初期研究史の中でユニークな地位を占めるものである。

(一) 市村自身の記述に従えば、これらの参考文献は次の通り。(なお文献の出版年度は未詳。)憲法の条文は主として 1. によつてゐる。

1. Decrees and Constitution of Soviet Russia (Reprinted from the Nation).
2. Die Verfassung der Russischen Sozialistischen Föderativen Sowjetrepublik (Kommunistische Bibliothek, No. 1).

3. Morris Hillquit, From Marx to Lenin.

4. Maxim Litoinoff, The bolschewik revolution, its rise and meaning.

(二) 但し、同論文において「離婚法」にふれた箇所で「一時伝へられたる婚姻強制若くは女子の共産の如きは共産主義を詛はんとする外国新聞の偽報にして全然事実無根なり」と述べているのは、市村自身何も論拠を挙げていないが、あるいは前節に紹介した穂積論文の影響があるのかも知れない。

(三) 1. N. Bucharin and E. Preobrazhensky, The A B C of Communism (Translated by Eden and Cedar Paul), 1922.

2. Karl Diehl, Die Diktatur des Proletariats und das Rätesystem, 1920. 憲法のテキストは次のものによつてゐる。
H. Kilbanski, Die Gesetzgebung der Bolschewiki, 1920.

以上のほか次のような独語文献が引用されている。

1. Mautner, Der Bolschewismus, 1920.
2. Mautner, Bolschewismus und Marxismus (Schmoller Jahrbuch 44 Jahrgang, 1 Heft).
3. Werner Sombart, Sozialismus und soziale Bewegung, 1920.
4. Klibanski, Der Kommunismus in Russland („Revol. Streitfragen.” 7).
5. Max Hirschberg, Bolschewismus, 1919.

なお、この頃フーリソンの理論家としての権威がきわめて高かったことについては、守屋典郎『日本マルクス主義理論の形成と発展』青木書店、一九六七年、五二頁参照。

(四) 論文の表題は一八年憲法第九条に由来する。

(五) 参照された文献は次の通りである。

1. Leo Zaitzeff, Die Verfassungsentwicklung in Russland seitdem Sturz des Zarentums (Das Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart. Band XI. 1922).
2. H. Klibanski, Die Gesetzgebung der Bolschewiki, 1920.
3. Andrew Rothstein, The soviet constitution, 1923.
4. McBain and Rogers, The new constitutions of Europe, 1922.
5. The Russian Constitution, adopted July 10, 1918 (The “Nation” of Jan. 4, 1919).

6. 外務省臨時調査部編『サヴェート露西亜国建設に関する法令』(本文前掲)

(六) 上村進は明治四一年早大法卒の弁護士で、自由法曹団を組織し(大正一〇年)、また大山都夫らと共に無産政党運動に尽し、

わが国におけるソビエト法研究の第一期

ひきつづき戦後も活躍。

(七) 岡林辰雄との対談『革命憲法論』出版のころ」(ソヴェト法学一卷五号)

(ii) 刑事法関係

刑事法関係の業績はあまり多くないので、ここでは小野清一郎と滝川幸辰の刑法に関する論文について述べるにとどめたい。

第一期の(一)(大七年—一〇年)には、筆者の調査の範囲内では刑事法関係の論文は皆無であった(その理由の一つとしては、ロシア革命の場合最初のまとまった刑法規定ができたのは憲法より一年以上も後であったことをあげることもできる)が、この時期に入ってはじめて小野清一郎の「ソヴィエトロシアの刑法」(国家学会雑誌三七卷一、二号大一二一年一、二月)があらわれる。

資料はリスト刑法雑誌にのせられた「ザイツェフ氏の『ソヴィエット・ロシアの刑法』と題する研究的報告」である。^(八)

次のような前文の一節は、刑法学者の立場からのロシア革命に対する関心のあり方を物語っている。

「革命後のロシアに於ける政治的、社会的状態が、世界の歴史に於て最も注目すべき一つの時期であることは、蓋し何人も異論のないところで、殊に政治学者、法律学者、社会学者は是非とも此の生きた事実に対して真に科学的な研究を試みなければならぬと思ふ。唯困難は之に関する確実且つ公平なる資料の得がたいことである。」

ここで取扱われている法令は二つであって、一つは一九一九年の「刑法の指導原則」、他は一九二二年の刑法草案で

ある。

一九年の指導原則に関する批評としては、「原則」の中で「犯罪は刑法に依て保護された社会秩序の侵害である」とか、「刑罰は此の秩序の侵害者に対する防衛を目的とするものである」とかいわれている点をさして、「刑法理論における新派の目的主義的思想がボルシェヴィストの法律思想を支配していることを見るのも興味ある事柄である」という一節——これは前後関係からみて紹介者（小野）自身の意見のようでもある——が注意をひく。また小野は両法令（案）を通じて「罪刑法定主義の否認」を問題としている。すなわち、「指導原則」には「所謂各則に該る部分を全然欠いている、即ち以如なる行為が処罰されるべきものであるかについて何等の定めがない」のであるからこれについてはいう迄もないが、各則を具備した二年の草案についていうならば、第一に「犯罪構成の規定は何等排他的なものではない」（一〇条）し（類推の許容）、第二に刑罰の適用についても「裁判所が特別の事情に因り適当と認めるときは、刑法に於て定められた刑の最高限又は最低限よりも更に高き若くは更に低き刑を適用し、又は全く刑法に定めざる刑を適用することが出来る」（八条）のである以上罪刑法定主義の原則は此の草案に於ても亦認められていないとして、「フランス革命の当時に於ては少くとも思想上罪刑法定主義の理想は頗る重要視されたところであった。……然るにロシア革命の法律思想に於ては罪刑法定主義の原則は正面から覆されてゐる。また一つ注目すべき現象と謂わねばならぬであろう」と問題点を指摘している。しかしこの論文においては、このように問題の所在が示されただけであつて、何故に罪刑法定主義の原則が覆されるに至ったのかの究明がまだ試みられていない。

右の論文に続いて、小野は右の草案に基いて制定された二年刑法典の紹介を行っている（小野「ロシアの新刑法

典に就て」法学志林二五卷八号大一二二年八月）が、これは単なる紹介であつて問題点の指摘は特に行われていない。^(九)

滝川幸辰の「墮胎と露西亜刑法」（法学論叢一二卷四号大一三年一〇月）の内容は、その恩師（勝本勘三郎）の提唱した「有罪たる墮胎は特定の事情ある場合に限られる」との立法論が、一五年の後にロシア共和国刑法典にたまたま条文化されている（第一四〇条）のを発見してこれをよろこぶというもので非常に特色あるものである。^(一〇) この論文の結びの一節は次のようであつて、そこからは論者の新生ソビエト国家に対する期待と信頼の念がはっきりと感じとられるのである。

「かくの如くして、旧文明国に於て、僅に母体の生命健康のためやむを得ざる場合にのみ許されたに過ぎぬ墮胎は、ロシアに於ては広く生存のために許されることになった。ロシアは『未来の国』である。それ故にロシアにとっては、来るべき時代を形成すべき人々の保護は何より重大である。即ちこの国に於ては、母と幼児の保護、生殖に関する衛生等、今日優生学という名の下に包括されるところのものは、凡て慎重に考慮されている。その墮胎に関する刑法の規定は旧文明の伝統とはかなり距離がある。併しながら私は思ふ、水面に投ぜられたる小石の波紋は次第次第に輪をひろげてゆくことであらう。」

(八) Zaitzeff, Das Strafrecht in Sowjetrussland (Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft XLIII, Heft 2, Berlin 1922).

(九) 資料は Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht 36. Jahrg. (Bern 1923) に載せられた Carl von Harten の手によるものであつた。

(一〇) 一二年刑法典に関する資料は小野論文におけるものと同じである（註八、九参照）。

(iii) 民事法関係

第一段階についての説明の中で穂積の親族法研究についてふれたがそれ以後身分法の領域で穂積の水準を抜く業績があらわれていないので、ここでは財産法を中心に研究状況をのべることにする。

一〇月革命後約一カ年の期間内に公布された主要な法典は、憲法、親族法および労働法の三つにすぎず（刑法指導原理の公布されたのは前述のように一九年の末であった）、民法典（財産法）がはじめて制定されたのは、ネップ期すなわち、国家資本主義の時期に入ってからの一九二二年一〇月のことであった。

この民法典についてその翌年にいち早く論評を加えたのは中央公論誌上の高柳論文であった（高柳賢三「労農ロシアの新民法を中心として」中央公論三八巻七号大一二二年七月、後に『新法学の基調』に収録^(二)）。

「未だテキストを持たない自分にはロシア新民法の詳細に就て之を論議する資格は全然ない」とことわりながらも高柳はこれを相当包括的に——断片的にはなく——紹介し批評している。

高柳の批評の大筋をたゞれば次の通りである。——ロシア新民法は総則の冒頭において「私権の相対性」をかかげ、物権篇、債権篇では、それぞれ所有権、契約の自由が公共の利益のために制限を受けている。これらは一見して新奇な法律上の原則のように見えるかも知れないが、実は近代法学におけるトルウイズム（「自明の理」）を言明したに過ぎないのである。従って、一九世紀初頭の法律家が驚異の眼を見張ることはあっても、良かれ悪かれ個人から出発せず、社会から出発している現代一般の法律思潮に養われた「現代の法律家にとって労農ロシアの新民法典は少しも驚くに足らない」但し相続篇には経済的法律観が徹底していてかなりオリジナリティが見られる、あまり徹底しすぎるのもよいとばかりはいえないけれども……

この論文は要するに一九世紀初頭から二〇世紀にかけての法思想の変遷という背景の上にロシア新民法典を位置づけている点においてすぐれているが、反面、ロシア民法典の基調となっている法思想それ自体は少しも目新しいものではないということを一面的に強調することによって、ソビエト法そのものの歴史的意義が暗黙のうちに否定される結果になっているといわざるをえない。

高柳論文のあと、石田文次郎（『ソヴィエトロシアの民法』法学論叢一一卷三、四号大一三年三、四月）、小泉英一（『ロシア新民法総則及び物権法——新民法における権利の本質とデューギー——』法曹会雑誌三卷七—九号大一年七—九月）、および小池隆一（『労働ロシアの新民法に就て』三田評論大一年四、五、六、一〇月）らの人々の研究が現れたが、これらはいずれも次のドイツ語資料に依拠して新民法典を相当詳細に紹介するという形式のものであった（但し、小泉論文については資料の明記はないが内容の比較によってそのように推定される）。

Heinrich Freund, Das Zivilrecht Sowjetrusslands (1924)⁽¹¹⁾

それらはいずれもソビエト民法典に対するデューギーの影響を重視している点が共通している。但し、小池論文は、『ロシアの民法は Duguit の理論によって影響を受けて居るが、兎も角も権利の存在を認めて居る点に於て多少 Duguit とはその趣を異にしている』と述べている。

資料こそ間接的であったが、この段階の末に出版された末川博の業績（『ソヴィエトロシアの民法と労働法』改造社大一年一〇月）は新民法典の解説のほかに法典の全訳を巻末に付載してある点で劃期的なものであった。⁽¹²⁾

内容は従来のものに比して、第一に一層詳細になっているし、第二に特に高柳論文を念頭に置いていうならば、ソ

ビエト法そのものの歴史的意義と新しさを肯定する立場に立っているといえる。即ち、ゴイバルクのことを引用しつつ、「之によって『新たに作らるべき私法的關係は未だ曾て何処にも存在したことはないもの』であるといへるであらう」とし、また「之を要するに、ソヴィエト民法の規定は従来の伝統的な私法の形に盛られたものであり乍ら、しかもそこには革命的なソヴィエトの理想が原則として貫流して居るものであるといふことができやう」とのべている。これらのほか、特色としては民法の解釈及び適用に関する基本規定である民法施行法第五條、第六條の意義および無過失損害賠償責任制度の確立（四〇三條以下）についての論述が興味深い。

（一一） 掲載誌の性質によるのでもあろうか、本論文には資料の註記が全くなされていない。

（一二） 本書は後に司法資料の一冊として邦訳された。司法資料一四五、一四六号「ソヴィエット露西亞民法」（昭和四年）

（一三） 文献は西欧のものとしては前記フロイントのものほかに、

1. Baron Boris Nolde, *Le code civil de la Republique des Soviets*—Bulletin de la Société de législation comparée 1923 (Juillet-Septembre).

2. Patouil et Dufour, *Les codes de la Russie Soviétique I code civil*—Bibliothèque de l'Institut de droit comparé de Lyon, Tom 9. 1925.

3. S. Sawadsky, *Bürgerliches Recht—Das Recht Sowjetrusslands*, 1925. が参考にされ、前記の高柳、石田、小泉論文の名もあげられている。また「序」において満鉄「労農露国研究叢書」（前掲）の名が特に記されている。

（一四） 民法施行法第五條は、民法典の拡張解釈は労農国家および労働団体の利益の保護がこれを要求する場合に限定されるといふ主旨であり、同第六條は、旧法令・判例を基礎として法典の規定を解釈することを禁ずる旨の規定である。

(iv) 労働・土地立法関係

この方面において先駆的な業績を残しているのは、前段階において精力的に労農露国事情の紹介を行った山川均であった。山川ははじめ、二二年の労働法典を全訳して改造誌上に発表した（「労農露国労働法」改造五卷七、八号大一年七、八月）が、のちにこれに詳細な解説をつけて「社会問題叢書第二篇」として単行本のかたちで出版している（山川均『労農露西亞の労働』文化学会大一年一月）。しかし、労働法を扱っているとはいえ、彼は法律の専門家ではなかったので、この解説は労働法典そのものの法律学的解説ではなく、むしろソビエト労働組合運動史の説明ともいべきものであった。

これに反して、前に紹介した末川の著書（「ソヴィエトロシヤの民法と労働法」）ははじめて特殊法律学の観点から「労働立法」と「農業立法」とを考察しようとしたものであったといえるが、結果的にはやはり法理論そのものより

(一五)

も、革命後の労働政策および土地政策の歴史の説明に重点が置かれている。そのような結果は、わが国における当時の労働法理論、土地法理論の未成熟状態に根本的に規定されたものであってやむをえないものであったといえよう。

末川はこの著書を民法、労働法及び農業法（土地法）の三部において構成しているが、それは、労働法、農業法が民法の特別法である（二二年民法典第三条）という形式的理由からばかりではなく、彼が後進資本主義国であったロシアにおける社会主義革命の二面性に特に注目したからでもあった。農業立法を扱った部分の結びの一部に次のような示唆に富んだ箇所がある。

「若しまたロシアの革命を直ちに社会主義の実現だといふ風にみるならば、そこに吾々は、ロシアにおいて固有の意味をもち得

るところの原始的農業社会主義と、西ヨーロッパから移入されて普遍的の意味をもち得るところの現代的都市社会主義との二つの潮流を分けて観ることができるとあらう。而して前者を指導する Narodnischestvo と後者を指導する Marxismus とはロシア革命の両面神が有する二つの社会主義的イデオロギッシュ・シンボルであるといへる。この二の潮流が混錯したところにロシアの革命はその特異性を發揮して居るのであるが、革命後軍事共産主義の時代を経て建設期にはいったロシアが今日までこの二の潮流にいかになとして行かうとしたか、之を立法過程の形式を通して概観しやうとするならば、農業立法と労働立法との両面から窺はねばならぬ。」

ここに末川のロシア革命に対するすべれた関心のあり方がはっきり出ていると思われる。

(一五) 参考文献としてあげられているものは以下の通り。

労働立法

1. Raoul Labry, Une législation communiste, Paris 1920.
2. Die neue Sowjetgesetzgebung (eine Gesetzessammlung) "Kniga" Verlag, Berlin 1922.
3. Lydia Bach, Le droit et les institutions de la Russie soviétique, Paris 1923.
4. Heinrich Freund, Das Arbeitsgesetzbuch Sowjetrusslands, Hamburg-Berlin 1923.
5. C. Zaitzew, Das Arbeitsrecht—Das Recht Sowjetrusslands, Tübingen 1925.
6. Salomon Schwarz, Die Arbeitspflicht in Russland—Archiv für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie Bd. XIX (Oktober 1925).

農業立法

1. M. Martchenko, Le code agraire soviétique—Bulletin de la société de législation comparée 1925(Avril-Juin).

2. C. Zaitzew, Das Agrarrecht—Das Recht Sowjetrusslands, 1925.
3. C. Zaitseff, Die Rechtsideologie des russischen Agrarwesens und die Agrarrevolution—Archiv für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie XIX Band Heft 1. (1925).
4. Bruckus, Die Agrargesetzgebung der Sowjetregierung—dasselbe Archiv.
5. H. Freund, Das Zivilrecht Sowjetrusslands, 1924.
6. 河田嗣郎「労農露國の農業」(經濟論叢一五卷六号)

*

*

わが国におけるソビエト法研究の第一期の、アカデミズムを中心にした諸業績の主要なものについて整理するころみを以上で終える。この時期を日本近代法発達史の時期区分の中に位置づけるとすれば、それはほぼ法体制再編期の後期(大正九年—昭和六年^(一))のうちの前半の部分に相当するであろう。法体制再編期の後期とは、その基礎過程の観点からすれば、前期が第一次世界大戦の影響によるかつてない繁栄期、日本資本主義が帝国主義として本格化する時期であったのに比して、「戦後恐慌の開始とその慢性化によって、急激に発展してきた資本主義の矛盾がばくろし、農村をふくめて、全社会的規模での階級的諸矛盾が激化する時期^(二)」である。このような基礎過程の上部構造としてのブルジョア民主主義的諸運動の総体である大正デモクラシーにおけるイデオロギー的諸潮流が本稿のテーマの直接的背景となっていたのであった。

筆者の基本的なねらいの一つは、これらのイデオロギー的諸潮流(法律学一般におけるそれらをも含めて)と特殊ソビエト法研究における諸傾向との対応関係を明かにする点にあったが、ふり返ってみて充分に果しえたとは考えな

い。しかし、興味ある点として、第一期の比較的早期に現れる代表的研究者の一人である穂積重遠が、大山郁夫、吉野作造らと共に「黎明会」（当時の進歩的学者グループ）の一員であり、基本的には彼らと同様の政治的、思想的立場に立っていたと考えられるのに、大山が一〇月社会主義革命およびプロレタリアート独裁に対して否定的な見解を示し、吉野もこれとほぼ同様の態度であったのに反し、「所謂過激派の革命立法が意外に過激でない」として少くともこれに反感を示していない、むしろ好意的でさえあるということ指摘することができる。その理由は種々ありうるであろうが、筆者としては彼らの研究対象の相違に注目したい。大山らは政治学者として、権力の性格という革命自体にとって中心的な問題、すなわちプロレタリア革命から目を離すことができなかったが、穂積の研究対象は婚姻法・親子法であり、おくれた資本主義国（ロシアのような）における社会主義革命に必然的に随伴せざるを得ない一種のブルジョア革命的現象に直接関連する分野を取扱っていた、つまり穂積にとってはいわばプロレタリア革命の中のブルジョア民主主義革命が主として視野に入っていたところにこの相違の根本的な原因を求めうるのではないだろうか。

第一期の末頃現れるもう一人の代表的研究者である末川博についていえば、彼は、「謂はゆる力の関係が現実の経済組織に関連せしめられているところに、現代の社会階級としての有産者と無産者とが相対立し相闘争すべき運命は孚まれて居るのであるといえる。そこで力の関係の意識的表現たる法律は階級闘争の手段となり武器となり得る。」^(三)という立場に立っているものであって、すでに穂積の中にさえあったと思われる大正デモクラシー的限界を踏み越えていることは明かである。

しかし、第一期全体としての制約はやはり存在していたのであって、それは、稀な例外を除いて、アカデミズムにおける研究がいずれも直接ロシア語の原資料を参考にし得ていなかったことである。^(四)この点は先に示したように末川の場合も例外ではなかった。

この後、治安維持法の成立(大正一四年)を重要な契機として政府権力による進歩的ニ体制変革的運動への弾圧が厳しさを度を加えて行く(昭和三年の三・一五事件、同年の緊急勅令による治維法の罰則強化など)。このような事態の進行は社会主義の法としてのソビエト法の研究にとって決して好適な条件ではあり得なかった。しかし直接第一次的資料を駆使してのソビエト法研究が芽生えかつ本格化して来たのはほかならぬこの困難な時代においてであった。その中で特に顕著な足跡を残すのはいうまでもなく山之内一郎であるが、この間の事情を整理して詳細にのべることは、本稿においてあらかじめ意図された範囲をこえるものであって、筆者の次の課題に属しているといわなければならない。

(一) 前掲長谷川・利谷「日本近代法史」六四頁。(二) 同前。

(三) 末川博『ソヴィエトロシアの民法と労働法』改造社、大正一五年、序一頁。

(四) このことに起因する研究上の欠陥とその克服の方向についての中村弥三次(当時早大講師)の指摘は全く正当であると考えられる。「以上は一局部に於ける誤訳若しくは遺脱を二三指摘したに過ぎぬのであるが、之を以てしても我々のロシア学は、其の文献に於て既に重大なる欠陥あることを知らしめられよ。若し全体に亘って厳密に検討するならば、更に重大な欠陥を見出し得るであろう。然し茲に於ける私の目的は、唯だ『ロシア法学の紹介は、ロシア原語に拠を求めて初て其の真実に近きを得るだろう』ということ、幾分でも明にすれば足るのであるから、然く広汎な探索は他日の問題とせねばならぬ。」(「生命価値の表現と労働露国の新立法」東洋、大正一三年三月号、特集「露西亞之研究」)

(一九六七年一月稿)